

令和6年度 錦江町社会福祉大会

主催：錦江町社会福祉協議会 共催：錦江町

◆日時 令和6年 **10月27日** (日)

時間：午前9：30～12：00

場所：錦江町文化センター

- ◆オープニング：日本舞踊三鐘流（落司妙子社中）
- ◆表彰式（歯科 8020 運動）
・社会福祉協議会会長表彰

- ◆講演会
・演題：「素晴らしい人生を歩むための脳の使い方」

- ・講師：岩崎 一郎 氏（脳科学者・医学博士）
岩崎クレア 氏（脳力開発トレーナー）



【講師の略歴】

岩崎一郎氏（国際コミュニケーション・トレーニング株式会社 代表取締役）

昭和 36 年神奈川県生まれ。京都大学卒業、京都大学大学院修士課程終了後、米国ウィスコンシン大学医学部大学院で博士号（Ph.D.）取得。旧通産省の主任研究官、ノースウェスタン大学医学部脳神経科学研究所の助教授を歴任。平成 18 年国際コミュニケーション・トレーニング創業。現在までに 200 社以上で企業研修を実施。

主な著書に、『なぜ稲盛和夫の経営哲学は、人を動かすのか？』

『科学的に幸せになれる脳磨き』『30 日で人生がうまくいきます脳の習慣』他多数。



岩崎クレア氏（国際コミュニケーション・トレーニング株式会社 取締役）

大学卒業後、電気メーカーにエンジニアとして就職し、全国の SE 向け技術セミナーの講師等を努める。現在は、企業研修や講座を通して、夫の岩崎一郎とともに、幸せで豊かな人生を生きるために最適な脳の使い方を身に着ける「脳磨き」を世の中に広める活動に従事。

展示
ブース

☆長寿会、サロン、赤い羽根共同募金、通信指令車展示
衣類リユース等の展示・日本赤十字社活動パネル

お問合せ先：錦江町社会福祉協議会 電話 22-2000

お知らせ

環境学習指導者派遣

鹿児島県では、地球温暖化の現状や脱炭素化の必要性、個人や家庭レベルで実践できる省エネや再エネ活用等の地球温暖化対策について県民の方々に普及啓発するため、専門的な知識及び経験を有している環境学習指導者を派遣する「環境学習での地球温暖化対策普及啓発事業」を実施しています。※派遣の手続き等詳細をホームページ上で公開していますので、地域や学校等での環境活動や学習会を検討される際に、ぜひご活用ください。（「環境学習指導者を派遣します！」で検索）

鹿児島県最低賃金改正
鹿児島県最低賃金が、令和6年10月5日から時間額「953円」に改正されました。この最低賃金は、臨時、パート、アルバイトなどのすべての労働者に適用され、使用者は、最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。また、特定の産業の労働者と使用者に適用される特定

公共職業訓練受講生募集

（産業別）最低賃金は、高い方の最低賃金以上の賃金を支払わなければなりません。
鹿児島県労働局賃金室又は最寄りの労働基準監督署
☎099・223・8278

鹿児島県立鹿屋高等技術専門学校では、「パソコン簿記初級科K②」の受講生を募集します。
訓練期間 令和6年12月12日～令和7年3月11日
訓練会場 スガイ企画（株）西原PCスクール（鹿屋市西原4-10-13ベルタウン205）
受講時間 9時～15時50分
対象者 早期の再就職を希望する方

内容 就職支援、日商簿記（初級・3級レベル）など
受講料 無料（テキスト・代等は自己負担）
定員 20名
応募期間 令和6年9月24日～11月21日
☎099・482・1265



法律相談センター

鹿児島県司法書士会では、県民の司法へのアクセス窓口として「南大隅地区司法書士法律相談センター」を設置し、毎週月曜

調理加工科受講生募集

鹿児島県立鹿屋高等技術専門学校では「調理加工科 職場実習付」の受講生を募集します。
訓練期間 令和6年11月26日～令和7年3月25日
訓練会場 たからば森の学校
受講時間 9時30分～16時
対象者 早期の再就職を希望する方

内容 就職支援、職場実習、調理に関する理論や知識に裏付け

マイナンバー温泉・鍼灸利用助成券

<温泉利用助成券>

対象者▶錦江町に在住の**60歳以上**の方
助成額▶**150円×15回分**

<鍼灸利用助成券>

対象者▶錦江町に在住の**70歳以上**の方
障害者手帳（1級・2級）をお持ちの方
助成額▶**1,000円×12回分**

※期間：令和6年10月1日～令和7年1月31日
※対象施設については、広報誌9月号または町ホームページをご覧ください。

※利用登録は、役場本庁介護福祉課または田代支所住民生活課まで**マイナンバーカードをもってご来庁**ください。（代理人による申請不可）

●問い合わせ先 本庁介護福祉課 ☎22-3042

労働保険未手続事業一掃強化期間

11月は「労働保険未手続事業一掃強化期間」です。一人でも労働者を雇用している事業主は労働保険（労災・雇用保険）に入する必要があります。
○労働保険は、労働者の業務中

又は通勤時の災害に対し、雇用保険は、労働者が失業した、または育児休業や介護休業により賃金が低下した場合等に必要なが給付等を行います。また、事業所向けには各種助成金の支給を行います。
○まだ加入手続きがお済みでない事業主の方は、最寄りの労働基準監督署又はハローワークへご相談ください。
鹿児島県労働局労働保険徴収室 ☎099・223・8276
鹿児島労働基準監督署 ☎099・443・3385
鹿児島公共職業安定所 ☎099・442・4135